

委託業務にかかる仕様書

業務名 上下水道量水器検針及び施設管理業務
履行場所 あさぎり町内全域
期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

業務内容

- (1) 量水器検針に関すること
 - 水道メーターと一部地域の下水道メーターの検針にかかる業務
(約6,300件／月)
 - 量水器の開閉栓業務(おもに検針業務の終了後)
- (2) 水道施設の管理・清掃に関すること
 - 緩速ろ過池の砂剥ぎ、砂上げ、砂入れ
 - ・上地区の川南及び川北浄水場緩速ろ過池における作業
(1か所 12回／年程度 ただし、大雨後など必要に応じ対応)
 - ・使用済みのろ過砂を集積し、洗砂機を使用して洗浄する。
 - 水道施設の巡回及び関連する業務
 - ・すべての水道施設を月1回以上巡回し、施設周囲や場内設備等に異常が見られないか確認を行う。
 - ・川北浄水場及び川南浄水場については取水口の土砂・落葉除去、流入量の確保・調整のために週3回程度の巡回を行う。
 - ・週1回程度、皆越配水場の軟水化装置用の塩入れを行う。
 - 水道施設の除草清掃(必要に応じ随時)
 - 緊急時における水補給作業(町内全配水池が対象)
 - その他、水道業務に関すること。

従事者等条件

- (1) 量水器検針の勤務経験者を配置すること。
- (2) 受託者は、従事者が継続して検針及び施設管理業務に従事することができるよう、必要な労務管理を行うこと。

業務履行条件 量水器検針は、毎月25日の口座振替日(当日が休日の場合は翌営業日)の休日を除く7日前までに完了すること。

その他の事項 準中型以上の免許所持者であること。
本仕様書に定める事項のほかに必要な事項については、協議の上定める。